

〇〇 〇〇 様

北陸電力株式会社〇〇支店
営業部長 〇〇 〇〇

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」の契約確認書

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」（以下「契約要綱」といいます。）に基づき、お申込みをいただきました太陽光発電からの電力受給に関する契約の内容につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

＜ご契約概要＞

ご契約名義	〇〇 〇〇			
設置場所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇-〇			
契約申込日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
契約成立日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
受給開始日（予定）	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
発電設備の当初の受給開始日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
契約異動日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
契約異動内容				
調達価格変更日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
発電設備ID				
調達価格（予定）	〇〇 円/kWh（消費税等相当額を含む）			
調達価格適用期間（予定）	平成〇〇年〇〇月の検針日の前日まで			
受給電力	受給最大電力		〇〇 kW	
	周波数	60 Hz	連系電圧 100/200 V	
受給地点				
配線方法				
発電設備の概要	発電装置	最大出力	〇〇. 〇〇〇 kW	
	逆変換装置	メーカー	〇〇〇〇〇〇〇〇	型式 〇〇〇〇〇〇
		認証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	定格出力 〇〇. 〇〇〇 kW・kVA
		電気方式	交流 〇相 〇線式	出力電圧 〇〇〇 V
太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備の併設の有無	あり（再生可能エネルギー発電設備の種類：（例）風力発電設備（20kW未満）） ・ なし			
太陽光発電設備以外の自家発電設備等（二次電池含む）の併設の有無	あり（自家発電設備等の種類：（例）燃料電池等） ・ なし			

- ・「受給開始日」、「調達価格」および「調達価格適用期間」につきましては、別途、受給開始後にお知らせいたします。
- ・保護継電器等の整定値は、別添資料によります。

＜ご負担額＞

工事費負担金	〇〇〇〇	円	消費税等相当額（再掲）	〇〇〇〇	円
買取用計器工事費	〇〇〇〇	円	消費税等相当額（再掲）	〇〇〇〇	円
ご負担額合計	〇〇〇〇	円	消費税等相当額（再掲）	〇〇〇〇	円

- ・当社は、原則としてご負担額の全額の入金確認後に工事を実施します。
- ・ご負担額の内訳については、裏面の「負担金工事内訳」をご参照ください。
- ・設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によってご負担額に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

＜お支払期日＞

お支払期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-------------

裏面に続く

<負担金工事内訳（低圧）>

【工事費負担金請求時用】

○工事概要

設備区分	項目	新設	撤去	建替・張替・取替	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)
架空線	支持物（電柱）	一本	一本	一本	
	高压線	—m	—m	—m	
	高压引込線	—m	—m	—m	
	開閉器	一台	一台	一台	
	変圧器（kVA）	一台	一台	一台	
	低压線	—m	—m	—m	
	低压引込線	—m	—m	—m	
	電圧調整器	一台	一台	一台	
地中線	管路	—m	—m	—m	
	マンホール・ハンドホール	一箇所	一箇所	一箇所	
	高压ケーブル	—m	—m	—m	
		—	—	—	
計量器	計量器	一台	一台	一台	
	計器用変成器	一台	一台	一台	
		—	—	—	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

※ 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提出していただく必要があります。

○概算工事金額

総額	〇〇. 〇百万円（消費税等相当額 〇. 〇百万円含む） （材料費等〇〇. 〇百万円、工費等〇〇. 〇百万円）	
内訳	架空線工事 〇. 〇百万円（消費税等相当額除く） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円）	
	地中線工事 一百万円（ 〃 ） （材料費等 一百万円、工費等 一百万円）	
	計量器工事 〇. 〇百万円（ 〃 ） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円）	
	その他 一百万円（ 〃 ） （材料費等 一百万円、工費等 一百万円）	

<その他>

- ・本書に記載されていない事項につきましては、契約要綱によります。
- ・なお、以下のいずれかに該当する場合は、本契約を解除するとともに、これに係る申込みについても撤回されたものとしたします。
 - ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合
 - ・当社が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第4条または第6条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
 - ・当社が契約要綱に基づき算定した発電設備の系統連系に必要な上記負担額を上記支払期日までに支払わない場合
 - ・受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除きます。）

<お願い>

- 以下に該当する場合は、あらかじめ当社にご連絡願います。
 - ・電気需給契約および本契約の廃止を希望される場合
 - ・太陽光発電設備の変更をされる場合（出力増減、設備取替等）
 - ・太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備を変更される場合（新設・廃止等）
 - ・太陽光発電設備以外の自家発電設備等を変更される場合（新設・廃止等）
 - ・契約名義の変更を希望される場合
 - ・振込口座および口座名義の変更を希望される場合（金融機関の統廃合等による口座変更等を含みます）

■本書は、後日必要となる場合がありますので大切に保管願います。

<当社への連絡先>

事業所	担当者	電話番号
〇〇支店 営業部 お客さまサービス課	〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- ・ご連絡の際は、下記の買取契約番号を担当者へお伝え下さい。
買取契約番号：〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇

以上